

地域公民館備品購入事業費補助金交付要綱

(目的)

**第1条** 社会教育の振興と地域住民の融和に資するため、地域公民館において町内会、自治会等（以下「町内会等」という。）が使用する備品の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で雫石町補助金交付規則（平成16年雫石町規則第2号）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象となる者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる者は、町内会等とする。

(補助の対象となる経費)

**第3条** 補助の対象となる経費は、地域公民館活動の用に供する書類、スポーツ用具類、学習用具及び事務用品等の備品全般（以下「対象備品」という。）の購入に要する経費とする。

(補助の基準)

**第4条** 補助金は、町内会等が対象備品を1件につき4万円以上購入した場合に、2万円を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

**第5条** この要綱の規定により補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 備品購入計画書（様式第2号）
- (2) 見積書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

**第6条** 規則第4条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、補助事業完了届（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第4号）
- (2) 購入備品の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(地域公民館備品購入事業費補助金交付要綱の廃止)

- 2 地域公民館備品購入事業費補助金交付要綱（平成9年雫石町告示第39号）は、廃止する。